

地元案の詳細は
第15号参照

地区計画の変更(原案)の説明会を開催します!

歌舞伎町シネシティ広場周辺地区では、平成 29 年 11 月に区へ提出された「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区地区計画 地区計画変更 地元案」を踏まえ、都市計画図書としてとりまとめた、地区計画原案の説明会を開催します。

歌舞伎町シネシティ広場周辺地区地区計画の変更(原案)説明会

日時：平成 29 年 12 月 14 日(木) 15 時～

場所：新宿都税事務所 2 階 人材育成センター研修室 B
(新宿区西新宿 7-5-8)

原案の縦覧・意見書を受付けます

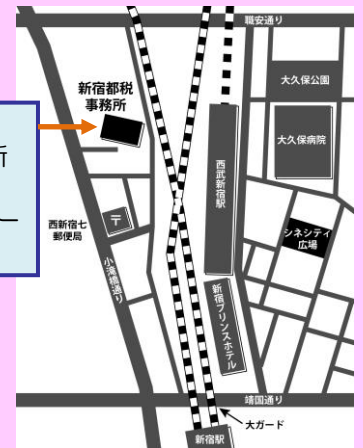
原案の縦覧 : 12/15 (金) ~ 12/28 (木)

意見書の受付 : 12/15 (金) ~ 1/5 (金)

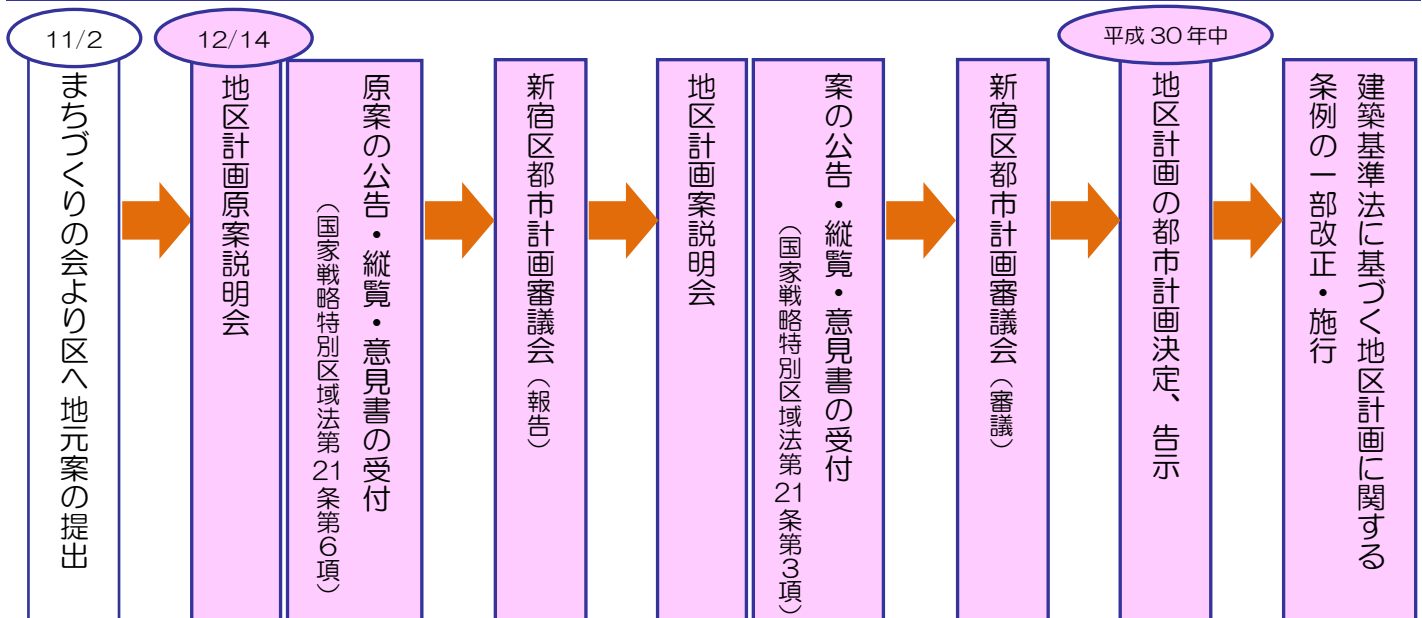
※区域内の土地・建物所有者または一定の利害関係者で原案に意見のある方は意見書を提出できます。

説明会の場所

新宿都税事務所
2 階
人材育成センター
研修室 B



地区計画に関する今後のスケジュール



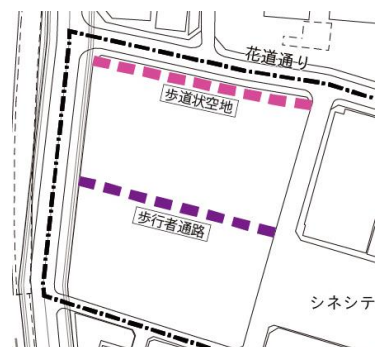
下線は変更(追加)
箇所を示す。

地区計画原案における地区整備計画の概要

配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	備考
	その他の公共空地	歩行者通路	約3m	約65m	新設 ただし、バス・タクシー乗降スペース等を含む。

建築物に関する事項	建築物の容積率の最高限度	壁面の位置の制限が定められ、花道通りを幅員の最大な前面道路とする敷地においては、630%とする。
	建築物の敷地面積の最低限度※	500㎡ ただし、施行の際に敷地面積が500㎡より小さい敷地でも、分割しない場合には、建築が可能となる。
	壁面の位置の制限※	建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくは塀その他これらに類する建築物の各部分は、<壁面の位置の制限箇所図>に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面後退部分には、歩行者の通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。 ただし、次の各号の一に該当する工作物は、この限りでない。 (1) 道路の中心からの高さが3.5mを越える部分に設置する袖看板等 (2) 歩行者の安全性を確保するために必要な施設 (3) <u>賑わい創出に資するオープンカフェ等の運営上必要で撤去可能なテーブル・イス等</u>
	建築物等の高さの最高限度※	1 13.5m (前面道路境界から3.0m以内の区域にあっては、5.0m) 2 階段室、昇降機塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さのうち1.2mまでは当該建築物の高さに算入しない。 3 次に掲げる建築物にあっては、前2項の規定は適用しない。 (1) 高度利用地区の区域内の建築物 (2) 特定行政庁の許可(総合設計)を受けた建築物 (3) 都市再生特別地区の区域内の建築物
建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物及び工作物の形態、色彩その他の意匠は、街並み形成に配慮するなど、周辺環境に配慮したものとする。 2 屋外広告物は、街並み形成に配慮し、エンターテインメントシティとしての賑わいと活力を演出するよう工夫する。	

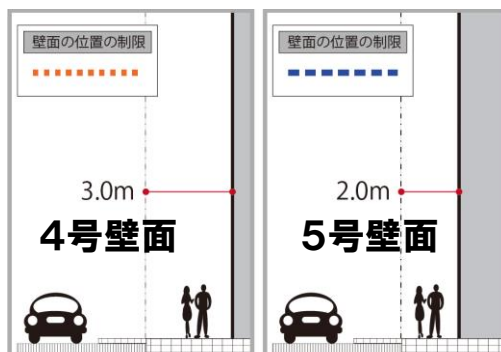
表中「※」の項目については、建築基準法第68条の2の規定に基づく条例として定められています。
地区整備計画「壁面の位置の制限」の変更に伴い、建築条例の一部改正が行われます。



地区施設図



壁面の位置の制限箇所図



変更(追加)となった壁面制限

【問合せ先】 新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課 担当：石渡・牛久保・崎山
(事務局) TEL：03-5273-3843 (直通) 〒160-8484
FAX：03-3209-9227 新宿区歌舞伎町 1-4-1

二次元バーコード
歌舞伎町地区のまちづくり



※これまでに開催されたまちづくりの会の資料等をご希望の方は、景観・まちづくり課までご連絡ください。
※まちづくりニュースは、不動産登記簿(平成29年11月7日時点)に記載されている土地・建物所有者を対象にお送りしています。